

公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
京のアジェンダ21フォーラム会員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人京都市環境保全活動推進協会（以下「協会」という。）の京のアジェンダ21フォーラム会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 会員の対象は、京のアジェンダ21フォーラム事業に参加又は支援する個人及び団体とする。

(入会)

第3条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出するものとする。

(会費)

第4条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、年間会費とする。
- 3 納入された会費は、返還しない。

(意見交換会)

第5条 協会は、年1回以上、意見交換会を開催することとする。

- 2 会員は、意見交換会に参加し、意見を述べるができる。

(会費の用途)

第6条 会員の会費は、京のアジェンダ21フォーラム事業に使用する。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡、又は会員である法人若しくは団体が解散したとき。
- (2) 会費を2年度分を越えて納入しないとき。

(改廃)

第9条 この要綱の改廃は、理事長の承認を得て行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月15日から施行する。